

都城市子ども・子育て会議

第1回

平成25年8月2日

15:00~16:30

都城市役所西館4階秘書広報課前会議室

次 第

1 開会

2 市長挨拶

3 選任通知書の交付

4 委員紹介

5 役員選出

会長 ()

副会長 ()

6 議事

- (1) 子ども・子育て支援新制度について
- (2) 子ども・子育て会議について（目的・構成・進め方）
- (3) 子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について
- (4) 今後のスケジュール

7 事務連絡

8 閉会

I 子ども・子育て支援新制度について

1. 子ども・子育て関連3法案の成立

税と社会保障の一体改革の一環として、平成24年8月10日に子ども・子育て関連3法案が成立し、8月22日公布された。（消費税率が10%となる平成27年度実施予定）

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- (3) (1)及び(2)の法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

2. 子ども・子育て関連3法の概要

(1) 子ども・子育て支援法のポイント

- ①子ども・子育てに関する市町村の役割や責務を明確にし、子どもの健やかな育ちを重層的に保障
- ②国の基本方針に即し、5年1期とする市町村子ども・子育て支援計画の策定を義務化
- ③国（内閣府）に子ども・子育て会議を設置、市町村に地方版子ども・子育て会議の設置を努力義務化
- ④子どものための教育・保育給付として、認定こども園、幼稚園及び保育園共通の給付（施設型給付）と小規模保育等（地域型保育給付、事業所内保育を含む）の創設
※児童手当を含む
- ⑤地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦検診等の地域子育て支援事業実施

(2) 認定こども園法の一部改正のポイント

- ①幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設とし、その設置者は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とする
- ②既存の幼稚園、保育園から認定こども園への移行は義務付けずに、給付支援の充実等政策的に誘導予定。当初の総合こども園法では、移行を義務付けていた

(3) 整備法のポイント

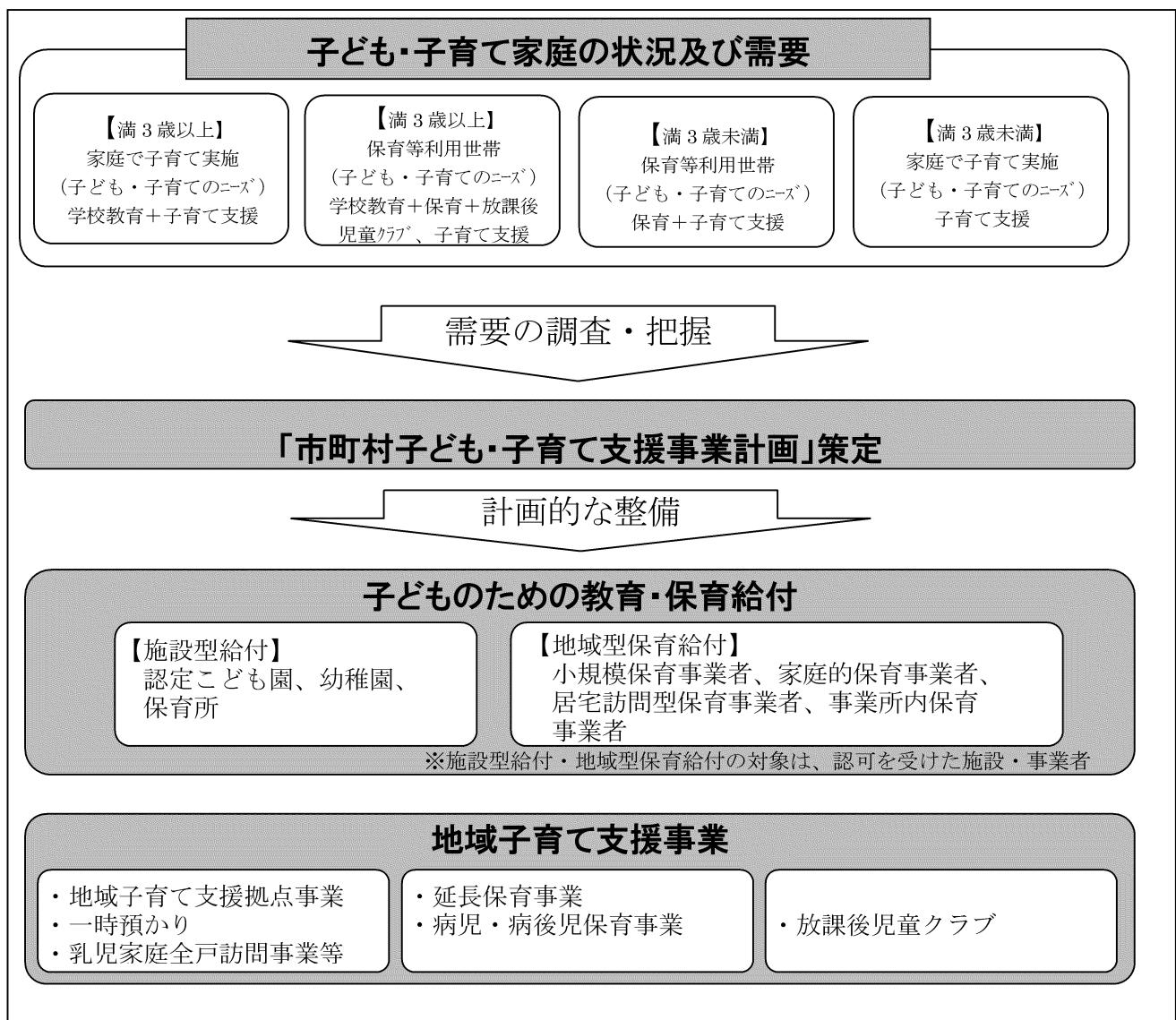
- ①市町村に、保育を必要とする子どもに対する保育の確保の義務を明確化
- ②地域型保育（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）は、市町村が認可する仕組みを規定
- ③放課後児童健全育成事業の対象年齢をおおむね10歳未満の小学生から小学生へ拡充。
なお、放課後児童クラブの設置条例を市町村が策定することとなる

3. 子ども子育て支援事業計画の概要

国の方針を踏まえ、潜在ニーズを含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画の策定は、全市町村に義務化される。

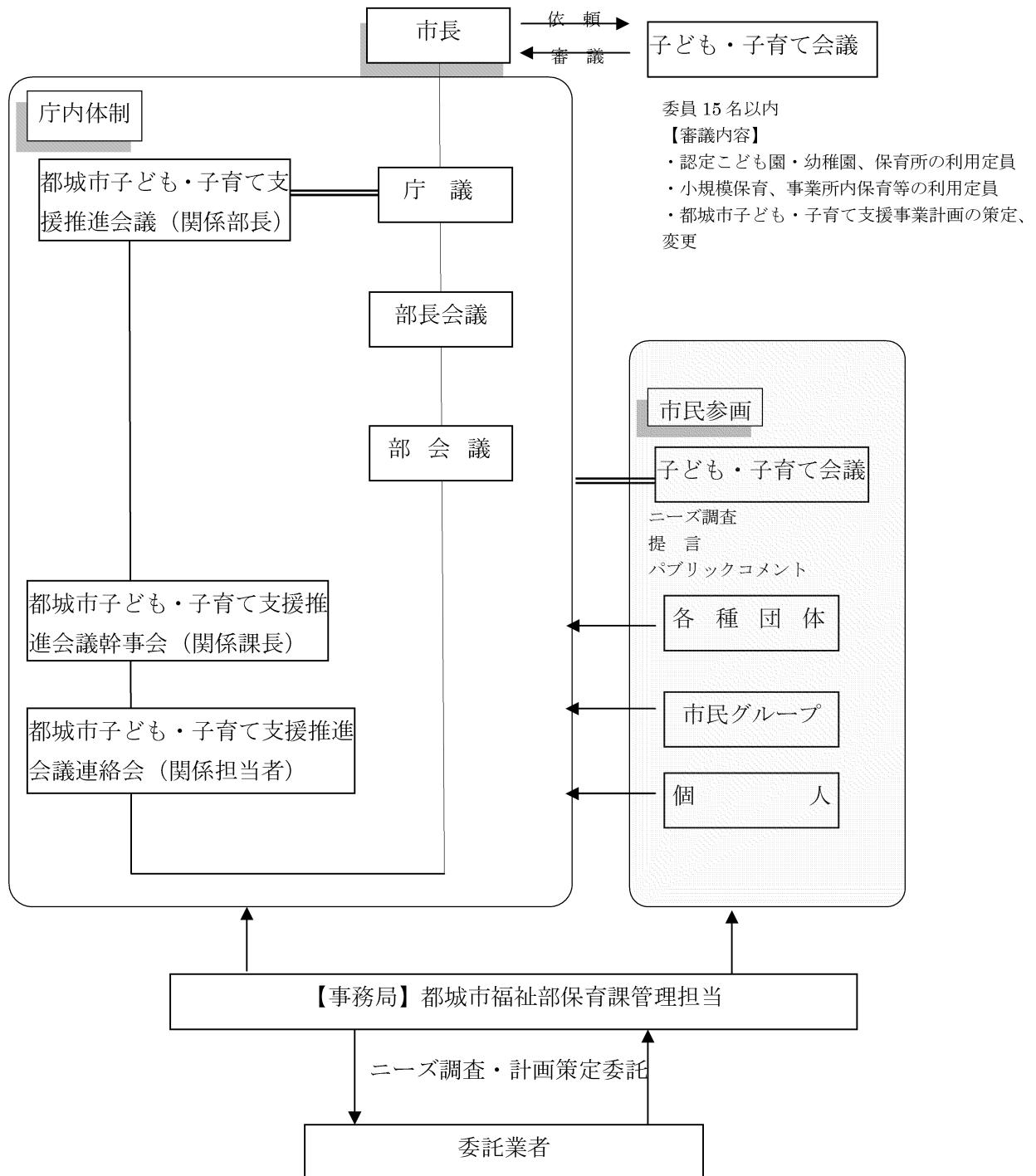
なお、広域調整は都道府県等との協議が必須となる。

4. 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



Ⅱ 子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援事業計画策定体制図



都城市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、都城市子ども・子育て会議の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するに当たり必要な審議を行わせるため、都城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する市長が認めた団体の代表者又はその指名する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉部において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)
- 2 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成 18 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号の表福祉のまちづくり審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,000 円	同上
-------------	------------	----

子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名	役職	氏 名
学識経験者	南九州大学人間発達学部・子ども教育学科	教授	黒川 久美 ヒサミ
施設運営管理者等	都城市社会福祉法人法人立保育園園長会	会長	藤田 雄三
	都城地区私立幼稚園連合会	会長	下野 喜久夫
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局長	江田 かおり
	都城市児童クラブ連絡協議会	会長	小林 ウチ 内外
	社会福祉法人 光生会ひかり園	園長	豊留 かく子
学校関係者	都城市小中学校校長会代表者	五十市小学校校長	中吉 真理哉
	都城市 PTA 連絡協議会	副会長 (明道小 PTA 会長)	瀬ノ口 敬子
行政機関	都城公共職業安定所	所長	トガシ 寛仁 マサン
	都城児童相談所	所長	安田 真里
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	理事	永田 優
	都城市民生委員・児童委員協議会	副会長	北村 瑞江
市民関係	NPO 法人さらだ	理事長	那須 史代
	公募市民		外山 明美
	公募市民		久場 美和

III. 子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について

1 実施方針

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、潜在ニーズを含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、子ども・子育て支援新制度の給付・事業量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ市の子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられている。

このため、地域の実情を踏まえたニーズ調査、分析を行い、電子システム構築に反映させるとともに、計画案の策定を目的として実施するものである。

なお、以下に示す関係計画との調和を図るものとする。

- (1) 総合計画
- (2) 社会福祉法第 107 条に規定する地域福祉計画
- (3) 教育基本法第 17 条第 2 項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第 4 項において「教育基本計画」という。）
- (4) その他の法律の規定による計画であった子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるもの

2 実施内容

- (1) 保護者のニーズ調査業務

子ども・子育て支援新制度の必要事業量や需要量の見込みを設定するまでの基礎資料とするため、市民の子育て支援に関するニーズ調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる（委託により実施）。

- ① 調査対象者及び標本数
 - ア 就学前児童が属する世帯 2,000 票
 - イ 小学生が属する世帯 2,000 票

※調査票は、アについては国が示す調査項目を基本に、市独自の設問を加え、イについては次世代育成支援地域行動計画（後期計画）で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化を踏まえて新たに設計する。

- ② 抽出方法及び宛名ラベルの提供

都城市が調査対象者の抽出及びラベル作成を行う。

- ③ 調査方法

郵送法による配布・回収

調査票及び発送用封筒、返信用封筒の印刷、発送用封筒の封入、封緘、宛名ラベルの貼付、発送及び回収は、受託者が行う。

- ④ 調査期間

平成 25 年 9 月頃（予定）

- (2) その他のニーズ調査について

- ・幼稚園園児保護者の就労状況等に関するアンケート（実施済み）
- ・認可外保育所向けのアンケート
- ・関係者への意見聴取等

子ども・子育て支援事業計画の記載事項

1 区域設定(子どもが容易に移動できる区域を設定)

2 幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

教育のみ<1号>	保育の必要性あり(3~5歳)<2号>	保育の必要性あり(0~2歳)<3号>
----------	--------------------	--------------------

<確保の内容・実施時期>

施設(認定こども園、幼稚園)で確保	不足がある場合は整備
施設(認定こども園、保育所)で確保	
施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保	

3 地域子育て支援事業

①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり事業、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他の事業、⑥アマリーリー支援事業、⑦子育て短期支援事業、⑧延長保育事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩放課後児童クラブ、⑪妊娠健診、⑫実費微収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(特別支援教育に関する支援等)	量の見込み	確保の内容、実施時期	不足がある場合は整備
--	-------	------------	------------

4 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に関する事項

5 産後の休業及び育児休業後ににおける特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

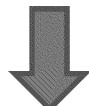
国のある子ども・子育て会議で検討されているニーズ調査について

【調査の対象者】

- ・新制度の3本柱「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援」の対象年齢が放課後児童クラブを除き、就学前の子どもであることから、調査対象年齢の主たる対象者は0~5歳の保護者
- ・放課後児童クラブの利用希望については、5歳以上の子どもを対象とする基本とするが、各市町村の判断で、小学校高学年の利用希望を別途把握することも可能
- ・出産前の母子手帳取得者を利用希望の把握の対象とするか否かについては、各市町村の判断

【調査票ひな形の必須項目】（対象者：就学前児童）

子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨・考え方の説明【調査票の前文】
調査票における用語の定義【調査票の前文】
居住地区
宛名の子どもと御家族の状況（生年月、兄弟、回答者との関係等）
子どもの育ちをめぐる環境（子育てを行っている人は誰か等）
宛名の子どもの保護者の就労状況
宛名の子どもの平日の「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況の有無、利用している事業名、実際の利用量・時間帯、希望する利用量・時間帯、今後の利用希望
宛名の子どもの地域の子育て支援事業の利用状況
宛名の子どもの土曜日、日曜・祝日の「定期的な教育・保育の事業」の利用希望の有無及び利用時間帯
幼稚園利用者について、「長期休暇期間中の教育・保育の事業」の利用希望の有無及び利用時間帯
宛名の子どもの病気の際の対応（平日の定期的な教育・保育の事業の利用者）
宛名の子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
小学校就学後の放課後の過ごし方（放課後児童クラブ等）の希望
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について



都城市におけるニーズ調査

就学前児童：国の調査票を参考に実施（2,000人）

小学生：放課後の過ごし方（放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室）及び次世代育成計画策定時のアンケートを参考に調査（2,000人）

その他：母子手帳取得者への調査、関係者への意見聴取等については今後検討。

◎共通設問	未就学児		小学生
	保育園	保育園以外	
お子さんと御家族の状況について(人数、就労状況等)	○	○	○
「少子化」の認知度・原因・少子化対策	○	○	○
子育てサービスの認知状況や利用意向	○	○	○
平日の保育についての希望	○	○	
平日の保育状況(現状)	○	○	
土日の保育についての希望	○	○	
お子さんが病気の時の対応	○	○	
一時預かりについて	○	○	○
子育てサービスの認知状況や利用意向	○	○	○
子育てについて(良かったこと、不安や悩み、相談先)	○	○	○
育児休業制度・看護休暇制度の利用の有無	○	○	○
その他(児童虐待の通報、情報の入手、子どもの遊び場、外出の際の困ったこと、子育て支援への要望)	○	○	○
お子さんの日常的な過ごし方			○
お子さんの地域活動への参加状況			○
放課後児童クラブの利用希望			○
放課後児童クラブの利用状況(現状)			○

◎意見要望の自由記述

保育所(園)・幼稚園に関すること
 施設・整備等に関すること
 医療に関すること
 病後児保育・一時預かり等に関すること
 情報・相談・検診等に関すること
 児童館・児童クラブ等に関すること
 イベント・サークル等に関すること
 子育て支援に関すること
 経済支援に関すること
 教育・学校・通学路等に関すること(小学生を持つ保護者のみ)
 その他

○子ども・子育て関連3法案に伴う市町村業務スケジュール(総括)



○基本方針・事業計画策定についての平成 25 年度スケジュール(抜粋)

	国	子ども・子育て会議	府内体制	ニーズ調査	計画策定
4月	第1回子ども・子育て会議		担当者選任		
5月	国の方針、ニーズ調査案提示	庁議(条例案)	部長会議・府議		
6月	(夏頃まで)	6月議会(条例制定)		契約方針検討	
7月		7月1日付広報(一般公募)	公募委員選定、方針に関する市の考え方等の検討	プロポーザル方式で委託業者選定	
8月		第1回子ども・子育て会議		ニーズ調査業務委託(平成26年度まで)	
9月	認可基準・保育の必要性の認定基準・市町村事業等の検討				委託費9月補正
10月		第2回子ども・子育て会議			計画策定業務委託
11月				アンケート・関係者からの意見聴取等	(平成26年度まで)
12月		第3回子ども・子育て会議	ニーズ調査を受けて市の計画方針検討		
1月			部長会議・府議		
2月		第4回子ども・子育て会議			
3月					